

韓国から西ドイツに派遣された鉱夫と 看護要員の経験とその今日的意義

久 永 佳 子

1 はじめに

韓国の外国人労働者は、3D¹⁾業種において重要な役割を果たしている。韓国は過去に、外国人研修生の受け入れを巡って、人権侵害など多くの問題が生じたが、2004年から研修制度を廃止し3D業種にたずさわる外国人労働者を正式な労働者として受入れるために、雇用許可制を施行した。また、外国人労働者のための施策と市民団体との連携を含む支援活動は、雇用許可制以後、著しく進歩している。

このような急速な進展の背景には、多くの社会的要因があると思われるが、韓国における外国人労働者受け入れに関するフィールド調査を進める中で、かつて韓国から西ドイツに派遣された鉱夫と看護師などの韓国における活動に注目した。彼・彼女らの西ドイツでの経験は、現代の外国人労働者問題の緩和に重要な役割を果たしているのではないかと考え、元派独労働者へのインタビュー調査ならびに労働者派独に関する資料収集を実施した。

本論文の目的は、インタビューの結果と収集した資料にもとづき、派独労働者が西ドイツで何を得たか、そして派独経験が現在の韓国における外国人労働者への社会的対応にいかに寄与しているかを明らかにすることである。

2 研究の背景

韓国の労働者の外国への派遣は、朴正熙大統領（在任：1963～1979）により、韓国の復興期における失業問題解決と外貨獲得政策のために開始され、初めに西ドイツ、次に中東産油国であった。韓国の労働者派遣政策は、西ドイツと中東産油国では、相手国の受入れ事情により、かなり異なっていた。西ドイツへの派遣は、鉱夫の派遣が韓国政府と西独炭鉱協会間で締結、看護要員²⁾の派遣が韓国政府と西ドイツ病院協会間で協定締結して行われた。西ドイツでの鉱夫と看護要員の雇用主は、西ドイツの鉱山会社、あるいは、病院となっている。中東産油国の場合、韓国企業が中東産油国から建設工事などを受注し、韓国人労働者を雇用して、韓国企業の一構成員として中東産油国で労働させた。

西ドイツと中東産油国に派遣された労働者の現地での労働と生活は、韓国政府の送出政策、受入れ国の政策と文化的・地理的違いによって、経験の内容に差が出た。少なくとも西ドイツの場合、在独中の経験は、労働者のその後の人生や考え方にも影響を与えた。

経済復興を果たした韓国では、80年の光州民主化運動、87年の民主化宣言等による社会の変化を経て、88年のソウルオリンピック開催後、さらに経済成長が著しく、3D業種において労働力不足が生じるようになった。その結果、韓国は、アジアからの外国人労働者の流入と外国国籍同胞の来韓就労への対応という新たな政策課題を抱えることとなった。しかし当時、外国人労働者の雇用政策は無く、日本とよく似た研修制度を利用して、3D業種分野の労働不足を補ってきた。

金大中（在任：1998～2003）・盧武鉉（在任：2003～2008）大統領時代には、社会の民主化が一層進み、人権問題への取り組みも行われた。政府は、2002年には、外国人労働者や移住民の人権保護にも一定の役割を果たせる国家人権委員会を設立、2004年には、外国人労働者の人権侵害などが社会問題となっていた研修制度の廃止と、外国人労働者の人権尊重、韓国人と同等の待遇の実現、中小企業の労働力不足の解消を目標

にした雇用許可制を施行した。次の李明博（2008～2013）大統領は、大学卒業後に現代建設に勤務しており、中東産油国への労働者派遣に関しても無縁ではなかった³⁾。李明博大統領は、就任と同時にそれまで未整備だった元派独労働者たちのための福祉事業として、「派独労働者記念館」開館に協力した。

韓国では、雇用許可制施行以後は、これまでの反省の上に立って、外国人労働者の受け入れシステムの全過程において、政府の責任を明確にして、ブローカーの排除と、クォータ制による人員管理と在留管理が行われることになった。また、雇用許可制以後の外国人労働者の支援活動は、政府と民間団体による協調型の支援も増加した。2013年7月時点においても、外国人労働者は、賃金未払いや、人種差別などの人権問題を抱えているが、支援センターを訪れて問題解決している。以前と比較すれば、社会的支援が受け易くなっている。

ドイツから帰国した派独労働者たちは、2008年10月に「社団法人韓国派独鉱夫総連合会」⁴⁾を立ち上げ、お互いの紐帯を強め、現代の韓国における外国人労働者問題にも関心を寄せて、政策提言や支援活動を行っている。また、同連合会は、2013年5月には、雇用労働部の支援を受けて、先述の「派独労働者記念館」を開館した。同会館は、派独労働者たちの西ドイツでの労働と生活を社会に広く知つもらう場、会員同士の交流の場、そして、在独元派独労働者の訪韓時の休憩所となっている。

2.1 韓国から西ドイツへの労働者の派遣

西ドイツは、1950年の朝鮮戦争勃発によって石炭需要が増加し、50年代中頃から労働力不足を生じるようになり、海外からの炭鉱労働者を受入れるようになった。当時の西ドイツの失業率は、55年に5.6%，60年には1.3%まで下がり、完全雇用状態に達した。西ドイツは、1955年12月にイタリア、60年3月にスペインとギリシャ、61年10月にトルコ、以後、モロッコ、ポルトガル、チュニジア、ユーゴスラビアの各国と労働

力募集協定を締結して、組織的な外国人労働者導入政策をとった。西ドイツの外国人労働者政策は、労働市場優先のガストアルバイター制であった。日本と韓国が労働者を派遣した時期は、日本が1957～65年、韓国が1963～77年で西ドイツが外国人労働者を受入れた初期であり、トルコ人たちがドイツ人から排斥行為を受ける前だった。

日本から西ドイツへ派遣された20歳代前半の若い炭鉱経験者を中心とした436人は、西ドイツの炭鉱現場の即戦力となり、高年齢化していた西ドイツ炭鉱では「日本の息子たち」と歓迎された。しかし、日本からの炭鉱労働者は、技術習得のための派遣目的のはずが、現実には炭鉱での労働であり、不満を抱いた（森、2007：37－58）。

韓国は、1950～53年の朝鮮戦争によって、非常に混乱した状況から再建を進めることとなり、外貨獲得が必要だった。韓国は工業化による輸出、外国からの資金援助の拡大、労働力の送出による外貨獲得政策をとった。朴正熙政権は、工業化が軌道に乗るまでの方策として、外国からの資金援助を日本と米国に求めた。韓国は、1965年6月の日韓基本条約によって、日本からの政府資金と民間資金を獲得した⁵⁾。

韓国は、1955年に西ドイツと相互国家承認をして外交関係を結び、57年に総領事館を公使館に、翌年58年には公使館を大使館に格上げして、1961年12月13日に「大韓民国政府とドイツ連邦共和国間の経済及び技術協力に関する協定」を締結して、1億5千万マルクを受け取った。この協定は、技術援助と政府借款（公共借款）7千5百万マルク、そして民間借款（商業借款）7千5百万マルクで、大部分が西ドイツの資本財または技術を導入する「ひもつき援助」であった。この民間商業借款7千5百万マルクについては、鉱夫・看護師の賃金を担保にしたのではないことが判明している（裁判記録資料、2008：204）。

1963年に鉱夫を派遣した後、韓国は、64年にハンブルグ総領事館、73年に西ベルリン総領事館、85年にはフランクフルト総領事館をそれぞれ開設した。しかし、1967年の東ベルリン事件⁶⁾の際には、一時的に韓国

からの労働者派遣が制限された。また西ドイツは、1973年10月末の第1次オイルショックの発生と国内事情により移民政策の変更をし、韓国からの労働者の受入れを中止した。

2.2 派独労働者の概要

派独労働者に関する研究は、文献情報の収集と、インタビュー調査によった。インタビューは、2011年8月と11月、2012年8月と10月の4回訪韓し、図表2-1のように、看護要員18人と鉱夫7人の合計25名（1935～1952生まれ）について実施した。南海ドイツ村に居住している人々は、ドイツあるいは韓国の国籍で、韓国人夫婦でも別々の国籍の人や、韓国とドイツを往復しながら生活している人もいる。2012年8月時点で南海ドイツ村の世帯数は、34世帯の50から60人位であるが、常時南海ドイツ村に暮らしているのは10世帯である。なお、南海ドイツ村の居住者の大多数は、民宿やペンションを経営して、宿泊者にドイツ文化を体験して理解してもらうために、ドイツ式朝食を提供するなどの努力をしている。唐津ドイツ村は、まだ開発途中で5世帯しかない。

図表2-1 派独労働者へのインタビュー調査の場所と対象者

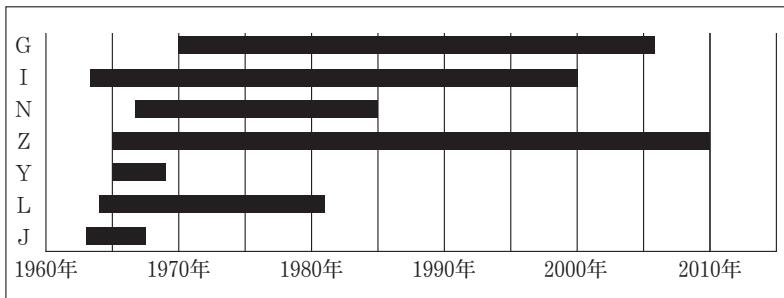
	ソウル、仁川地域	南海ドイツ村	唐津ドイツ村	計
看護要員	11	7		18
鉱夫	4	2	1	7
計	15	9	1	25

出所：インタビュー調査より作成。

インタビューに応じた派独鉱夫たちの滞在期間は、図表2-2のとおりで、3年で帰国した人はおらず、長期滞在者が多かった。JさんとYさんは、3年の任期終了後に、技術学校在学と病気療養のために、1年から1年半、帰国が遅れた。LさんとNさんは、3年の任期終了後に、

西ドイツの大学に進学、卒業後に就職して、80年代に帰国している。他の3人は、西ドイツで韓国の看護要員と結婚して、長期在留資格を得て、違う職業に就いた。その中で、ZさんとGさんは、夫人と共に南海ドイツ村でペンションを経営しながら、時々ドイツと韓国を往復している。

図表2-2 鉱夫の西ドイツ滞在期間



出所：インタビュー調査より作成。

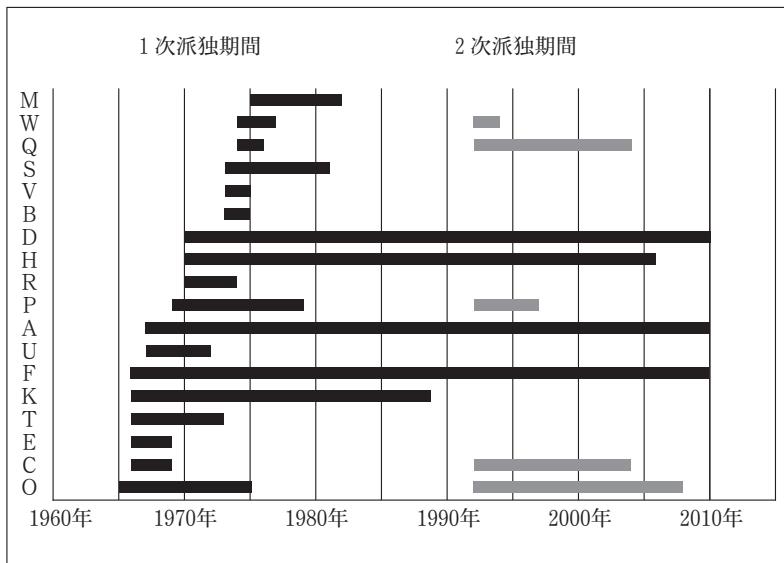
派独鉱夫たちは多くは、西ドイツで高賃金を得ることを目的としていた。しかし、Nさんは、3年間の鉱山勤務を終えたらドイツで大学に入学することを目的に、25歳の時に派独鉱夫募集に志願した。

すでに結婚していたが単身で西ドイツに行った。鉱山に勤務している2年の間、休暇なしで仕事をして、その分を他の人より2ヶ月早く退社できるようにした。その後、2ヶ月ずつ2回ドイツ語研修を受け、フライブルグ大学で社会学、政治学を勉強した。当時、300人の鉱山勤務者中30人が大学に入学したが、卒業したのは2人しかいなかった。しかし社会学、政治学では安定した賃金を得ることが困難と考え、34才になってから医科大に入学した。ドイツの友達からは、「あなたは卒業する頃定年になる」とからかわれた。大学在学中はカトリック教会と国の奨学金をもらった。1983年に医大を卒

業、卒業と同時に博士課程に入学、2年間スポーツ医学科で勤務した。私は学生でありながら鉱夫として仕事したため労働許可を持っており、医者としての仕事ができた⁷⁾。

当時の西ドイツの外国人労働者の受け入れは、Nさんのような変則的な勤務を容認して、大学進学する人への配慮もあった。

図表2-3 看護要員の西ドイツ滞在期間



出所：インタビュー調査より作成。

看護要員の西ドイツ滞在期間は、図表2-3のように、2年あるいは3年での帰国が6人、4～5年が2人、7～8年が3人、10年が2人、20年以上が5人だった。2年で帰国したQさんは、「韓国では、看護将校として勤務していたが、韓国と西ドイツ政府間で、ドイツの総合病院に看護将校を5年間送る協約があり、2年契約で私を含む33人が74年に

1次として出国することになった。当時中尉として除隊後、6歳、9歳の子供を置いて西ドイツに行った。西ドイツの病院（軍人病院）では、韓国の看護将校と認められ、階級が高く、ドイツ兵士の病人は、看護師の命令をよく聞いた」⁸⁾と、述べていた。

看護師の場合は、韓国の看護師や看護助手資格でドイツ人と同等の待遇を受けることができた、また、Qさんのように韓国での軍人の経験も評価されていた。この当時は、西ドイツの軍の病院でも看護師不足があったようだ。

そして、看護要員の場合は、図表2－3のように、2次派遣⁹⁾があった。2次派遣は、韓国政府が介在したわけではなく、民間次元での要請であった。1990年代の初めに、派独看護師たちの友情会は、ドイツのポクゥム病院（カトリック病院）が大学病院に昇格するために、経験ある看護師を募集しているとの情報を受けた。ポクゥム病院は、主に看護助手だけを養成していたが、大学病院に昇格することになり、看護師不足になった。知らせを聞いた友情会は、元派独看護師たちに連絡して、再度ドイツで看護師として働きたい人を募集した。90年代初めのこの派遣では、13人だけが1992年にドイツへ行った。この2次派遣でドイツに行った看護師たちについては、韓国とドイツの両政府が関与していないため、関連資料がない現状だった。あるのは、個人的な写真などと、彼女たちの記憶だけである。彼女たちの中で最も長くドイツに滞在した人は、2008年に帰国している。1992年の2次派遣でドイツに渡った当時の看護師たちは、すでに結婚し家庭を築き、子供もいた。この事例は、1990年代始めのドイツが経験を積んだ看護師を必要としていたことを示すといえよう。ドイツで長期勤務していた人は、現在韓国でドイツの年金を受給している¹⁰⁾。

1935年生まれの派独看護師Pさんは、西ドイツへの派遣と長期間の滞在について以下のように述べていた。

派遣前の韓国での保健所勤務中は、当時公務員の給料が1万ウォンの時に、7～8千ウォン受取り、米や麦などの配給があった。ドイツでは5から6倍高い給料をもらえるという話に魅力を感じて、1969年10月に看護師として派独を決意した。当時私は、子供が4年生、2年生、5歳と3人いて貧しかった。公務員の給料では育てられなかった。韓国では主人と主人の実家に子どもを育ててもらった。未来を見据えて渡独した。子供たちは主人の両親が面倒をみてくれた。・・・契約は3年だったが、3年後に、私たちが誠実に勤務していたら延長の話がでた。私は合わせて15年間ドイツで勤務した。1回目は10年（1969～1979）、2回目は5年（1992～1997）だった。¹¹⁾

看護師Pさんが述べているように、3年の勤務の予定が10年になったが、本人もドイツでの高収入に魅力を感じていた。

派独労働者の婚姻状況は、図表2-4のように、ドイツ滞在中に派独労働者と結婚した鉱夫と看護要員がそれぞれ4人いた。看護要員の場合は、ドイツ人と結婚した人が3人、帰国してから韓国での結婚が5人、韓国に子ども置いてきた人が4人いた。

図表2-4 派独鉱夫と看護要員の婚姻状況 （単位：人）

	派独前結婚、 子ども無	派独前結婚、 子ども有	ドイツで 韓国人と 結婚	ドイツ人 と結婚	帰国後 結婚	無回答	計
看護要員	1	4	4	3	5	2	19
鉱夫	1		4		1		6

出所：出所：2011年8月、11月と2012年8月のヒアリング調査より作成。

また看護要員の場合は、独身女性だけではなく、既婚者もかなりの人が西ドイツで働き、独身者もドイツ滞在中に韓国人あるいはドイツ人と結婚している。鉱夫の場合は、韓国人看護要員と結婚した人が多かった。

空

派独労働者たちの送金に関しては、韓国銀行やドイツ銀行を通じて郵

便又は電信送金として家族に送金することができた。駐ドイツ韓国大使館は、ドイツの主要銀行と協力して、ドイツ全域の韓国人労働者の送金の便宜を図った（裁判記録、2008：212）。

鉱夫・看護要員らの1965年から1975年までの送金額は、鉱夫の派独が中断された1967～69年を除くと該当年度GNPの0.1%前後である。当時の経済状況を考えると相当な金額であった。図表2－5は1965～67年の総輸出額に対する、西ドイツからの送金額とその割合を表している。この表によれば平均で総輸出額の1.77%の外貨が、派独労働者から韓国に入ったことになる。

派独労働者たちの当時の送金について、ヒアリング調査では、図表2－6のようだった。看護師Cさんと看護師Kさんは、同じ年に西ドイツで

図表2－5 韓国の総輸出額に対する西ドイツ労働者の送金額
(単位:千ドル)

年度	総輸出額 (A)	西独労働者送金額 (B)	総輸出額における西独送金額比重 (C)=B/A×100
1965	175,082	2,734	1.6%
1966	250,334	4,779	1.9%
1967	320,229	5,791	1.8%

出所：裁判記録、2008：213 より引用・作成

図表2－6 派独看護要員と鉱夫の韓国への送金について

	出発年	帰国年	当時の送金について
看護師C	1966	1969	450マルクの内400マルクを送金した。
看護師K	1966	1969	給料は700マルクでその50%を送金した。当時韓国で看護師として働いていた友人は、給料が8千ウォンだった。ドイツの給料をウォンに換算すると4万9千ウォンになる。
看護師H	1970	2006	生活費だけ残して大部分送金した。
看護師Q	1974	1976	お金が貯まればすべて送金した。
鉱夫I	1970	2000	最初のころはほとんど送金した。

出所：2011年8月、11月と2012年8月のインタビュー調査より作成。

勤務していたが給料額は違っていた。この差は、勤務病院が違うのと勤務状態と学歴によるようだ。派独された看護要員は、韓国の看護師・看護助手資格で、ドイツ人たちと同等の賃金と労働条件の待遇を受けた。

派独労働者の職業別の派独状況は、図表2-7のように、鉱夫が1963年の247人から始まり、77年までに合計7,936人となった。この間には、東ベルリン事件の影響で、67年から69年の3年間に20人と少数の時期があった。看護要員は1976年までに11,057人が派遣されている。

図表2-7 年度別、職業別の派独状況 (単位：人)

	計	鉱夫	看護要員	技能工
1963	247	247	1,043 ⁽²⁾	
1964	806	806		
1965	1,198	1,180		
1966	1,513	286	1,227	
1967	428	7	421	
1968	94	3	91	
1969	847	10	837	
1970	3,022	1,305	1,717	
1971	2,731	982	1,363	476
1972	1,728	71	1,449	208
1973	2,176	842	1,182	152
1974	2,386	1,088	1,206	92
1975	462	0	459	3
1976	376	314	62	
1977	795	795	0	
計	18,809	7,936	11,057	931

出所：韓国派独鉱夫総連合会、2009：66より引用・作成。



3 鉱夫の派独政策と西ドイツでの経験

3.1 鉱夫の派独政策

戦後の韓国の1人当たり国内総所得は、1953年が2千ウォン（67ドル）、60年が1万ウォン（79ドル）、70年になってやっと9万ウォン（254ドル）となった。国民の多くは、農業部門の低所得層で、1963年の失業率が8.1¹³⁾%と高く、就職難と貧困に喘いでいた。

韓国は外貨獲得のために、西ドイツへの労働者派遣を決めた。大韓石炭公社は、1961年4月に西ドイツのジーメンス社との間で、ドイツ・ルール地方鉱山での韓国鉱夫雇用に関する覚書を取り交わした。韓国では、その翌月に、1961年の5・16軍事クーデターが起き、政権を握った朴正熙の外貨獲得政策によって、西ドイツへの労働者派遣事業が本格的になった。

1935年生まれの元派独鉱夫のYさんは、1945年から60年代の生活と派独鉱夫応募の動機について、以下のように述べている。

終戦（1945年）の時、小学校2年生ぐらいだったが、名前は「クラヤマ ショウジ」と名乗っていた。すでにハングルはすっかり忘れていて、ハングルを覚えるのに苦労した。田舎で生まれて靴もなく藁草履をはいて日帝の小学校へ通った。解放以後、中学校に通ったが、貧しくて中学校近くで下宿する費用がなかったので、汽車に乗って通学した。中学2年の時に6.25事変¹⁴⁾がおきて中学校を卒業できなかった。その後、食べていくために、17歳の時に米軍部隊に入った。除隊後1年過ぎた頃、4・19¹⁵⁾が起きたが、仕事がなかつたため、江原道に行って鉱山で炭鉱夫として働いた。60年代になり西ドイツに行く炭鉱夫の募集があったが、募集要項の中卒以上の資格がなかった。朝鮮戦争以後、いろんな資料もなくなっていたので、1年間勉強して中卒の資格を得てから、炭鉱夫の募集に応募した。¹⁶⁾

Yさんは、1965年から3年間働き、1年療養して、69年まで西ドイツに滞在した。

朝鮮戦争後の韓国は、経済復興が容易ではなく、暮らしに対する国民の不満、大統領選挙での不正や政治の混乱、そして1960年には、4・19革命があった。当時、高麗大学に在学していた1941年生まれの元派独鉱夫のJさんは、「当時韓国は、全体的に貧しくて社会秩序も混乱した時代だった。私は個人的にそれほど豊かでなかったが、60年に高麗大学に入学した。混乱した社会状況の中で革命は起きた。大学にはゴロツキみたいな人が押し寄せてきて自分も怪我をした。こんな社会では勉強できないと思い、退学して2年間軍隊に行った。軍隊除隊後も社会は相変わらず混乱していた。そんな中、1963年の派独鉱夫募集広告を見てドイツ行きを決心した」¹⁷⁾と述べていた。Jさんは、1963年から西ドイツで3年間鉱夫として働き、その後1年弱の間、技術学校で映画撮影などの技術を学び68年に帰国した。

1940年生まれの元派独鉱夫のLさんは、朴正熙の5.16軍事クーデター時、軍隊にいた。「1961年3月14日に入隊後、京畿道ヨンチョン郡とテガンリなどに砲兵として勤務して、5・16の時、非常勤務もした」（グォン 2012：40）と、著書で記している。またインタビュー調査では、当時の経済事情について、下記のように述べていた。

1945年から1947年には松の木の皮を剥いで食べて、ヨモギを探って食べて¹⁸⁾、小学校も9年間通い、家出もして、夢は先生であったが中学校に合格してもお金がなくて学校に行けなかった。当時、韓国の1人当たりのGNPが87\$であった。韓国の国家発展に寄与した労働者による外貨稼ぎの最初の場所が西ドイツ、そしてベトナム戦争、中東建設現場などである。今は高付加価値のものが輸出される。しかし、当時の韓国は貧しすぎて外国への輸出品の1番は、カツラだった。女性の髪の毛を切り、カツラを作つてアメリカなどに

輸出した。2番目は、大統領がねずみ捕り運動をして皮を乾燥させコートを作り、輸出した。3番目は、布で作った人形、4番目は、プラスチックで作った花、5番目は、クリスマスツリーのライトだった。これが1960年はじめの輸出品目であった。2011年の輸出は、鉄鋼、造船、携帯電話、半導体、原子力、ポップ音楽などなど。¹⁹⁾

Lさんは、1964年から西ドイツで鉱夫として働き、その後ドイツの大学に入学した。

韓国政府は、63年8月に「ドイツ派遣鉱夫選出委員会」を設置して、派独鉱夫を募集した。最初の募集では、全国から2,895人の志願者がいて、書類審査で1,174人が通過した。その後政府は、学科筆記試験と適性試験を実施して375人を選抜した後に、身体検査をして、最終的に194人の合格者を発表した。選抜された194人の中には、鉱夫経歴所有者はいたが、現職鉱夫はほとんど含まれていなかった。政府は、ドイツ側から要求された260～280人には満たない人数のため、追加で91人を補充した。この91人は石炭公社の現職鉱夫であった。

韓国は、第1陣出発間際の1963年12月16日に、西ドイツ側と第1次鉱夫協定「韓国鉱夫の臨時の雇用計画に関する韓・ドイツ政府間の協定」を締結した。協定による鉱夫の応募条件は、就業期間が3年、応募条件が20～35歳の者、1年以上炭鉱の坑内で作業した経験のある者、そして出発前の3年間韓国炭鉱で休職状態でない者であった。鉱夫の西ドイツ往復の旅費は、この協定第16章により特別会計積立金から充てられた。派独鉱夫は、賃金及び勤労条件、労働保護などにおいてドイツ人労働者と同等な待遇を受けることになった。職業病と公傷の補償については、当時の韓国が、国際労働機構（ILO）加盟国家でなかったため、ドイツ国内法が適用された。勤労契約期間は3年だったが、6か月から1年の延長も可能だった。派独鉱夫は、鉱山技術訓練生の身分だったが、労働組合への加入、医療保険など各種保健への加入と社会保障を受けられ

るなど、ドイツ人鉱夫同様の待遇を受けた。すべての鉱夫は、連邦鉱夫共済組合による個人疾病保険と炭鉱職業共同組合による産業災害保険に自動的に加入した。(韓国派独鉱夫総連合会, 2009: 87–93)。

西ドイツへの最初の出国者は、第1陣として選抜された250人中123人で、1963年12月21日に、西ドイツ炭鉱協会が提供したエアフランス機に搭乗した。翌日彼らは、ドイツ北部のHamborn炭鉱会社に63人、南部のEschweiler炭鉱会社に60人が配属された。その5日後には、第2陣が鉱夫124人を乗せて西ドイツに到着した。彼ら124人は、Essent炭鉱会社に62人、Klocner炭鉱会社に62人と分かれた。その後、政府は65年11月に募集や送出に関わる全てを担当する「財団法人韓国海外開発公社」を発足させた。炭鉱労働者の派独政策は、派遣労働者の保護と労働力派遣による外貨獲得のために、基本的労働基準など、海外就業に関わるいくつかの条件を定めた(峨山財團, 1988: 59–63)。

当時の韓国では、高学歴者も多く失業していて、彼らは鉱山経験がないが、西ドイツの炭鉱労働者募集に応募した。インタビュー調査した7人の派独鉱夫の中で、韓国内での炭鉱経験者は、1人だけだった。派独鉱夫への応募についてJさんは、以下のように述べていた。

ドイツ側は派独労働者の要件として健康で精神力があり、日常会話が出来て鉱山経験のある人を要望していた。しかし、当時このような要件を備えた人はいなかったと思う。1年以上の鉱山経験証明書が要求されたが、沢山の人が虚偽の証明書を提出した。国家は知っていたが黙認した。この事実はドイツ側も知っていたと思う。韓国政府は2週間の鉱山基礎作業教育をしてくれた。ドイツ語の挨拶及び作業時の基礎的用語も教えてくれた。²⁰⁾

韓国の派独鉱夫がドイツ炭鉱で占める割合は、1965年9月時点では、癸0.5% (鉱夫全体407,929人中の2,084人), 外国人鉱夫 (26,237人) の中で

は7.9%であった。第1次鉱夫協定により派独された鉱夫には、高学歴者が多かった。1966年10月末時点の2,519人の学歴は、大卒が12%，短大卒が9%，高卒が52%，中卒が21%，そして小卒が6%であった（峨山財団，1988：73）。

3.2 派独鉱夫の労働と生活

鉱夫は西ドイツで、地下坑で作業するためのいくつかの段階の教育を受けなければならなかった。鉱夫たちは鉱山により差はあったが、最初に3週間の地上での理論教育を受け、次に3週間の地下での現場教育を受け、併せて6週間の教育を受けた。鉱夫は、教育期間中の意思疎通のために、鉱山会社から提供された無料語学講習にも参加した。6週間の教育後、実技試験を受け各自の炭鉱に配置され、3交代制の勤務となった。勤務時間は週5日、40時間だった。地上勤務は休息時間30分を除く8時間だった。地下勤務は休息時間30分を含んだ8時間だった。基本賃金は1964年基準で、地上作業の場合が1日20.20マルク（約1,290ウォン）で、地下作業が30-39マルクとなっていた（裁判記録資料、2008：206）。

韓国政府は、鉱夫たちの労務管理、私生活のトラブル解決のために置いていた労務官を、1965年4月にドイツ鉱山で起きた入坑拒否事件²¹⁾を契機に増やした。その結果、労務官の努力もあり、韓国人鉱夫たちの同僚の金品横領、書類の偽造、同僚の不法裁判、飲酒暴行、ドイツ商店での代金未払いなどの行為は減少した。しかし、鉱山経験がほとんど無い鉱夫たちは、経験・技術・体力不足で負傷する場合も多くあった。また韓国人鉱夫の中には、仮病などで作業忌避する人や無断離脱など、第3国に出て行った人もいた（峨山財団、1988：104）。

63年から鉱山で働いたJさんは、炭鉱での厳しい労働について以下のように述べていた。

五

炭鉱の中に入る時には水筒を一日2～3個ほど持って降りる。水

を飲みながら恐ろしいほど仕事をした。仕事をしながらしんどいとか不幸であるなど考えなかった。幸せでいい、克服しようとだけ考えた。ある時、鉱山の石が崩れ下敷きになった。力んでいたから臓器が外に飛び出した。今もその後遺症がある。手でその臓器を体の中に入れた。その事が私には不幸中幸いであった。これをきっかけに人間らしく生きようと努力をして生きている。²²⁾

派独鉱夫の労働条件や生活についてGさんは、以下のように話した。

この日（1970年）、6機の飛行機が金浦空港から離陸した。飛行機2機はドルトムントに着陸した。180人がドルトムントで働いた。3ヶ月間賃金の80%を貰って鉱山教育と言語教育も受けた。酒屋によく行く人はドイツ語の習得が早かった。宿舎は、第2次大戦時の将校用の宿舎でホテルのように建築されていて、キッチンが共同だったが快適だった。

故国に対する愛着はなかった。お金を稼ぐことに専念した。3年の契約終了以前に帰国する人は、手続き料と航空料を負担しなければならなかった。

勤務は、週5日制で、3交代だった。時間外手当を貰うため週末に仕事をした事もある。週末に仕事すれば100%手当てが支給される。坑道の仕事が終われば休んで、次のチームが入ってくれれば引渡し業務を行い外でた。坑道内での食事は麦パンを持って入った。水、オレンジ、間食、食事すべてを自分で持つて入った。仕事している間も休むことは出来た。入るのに1時間、出るのに1時間だから実際坑道の中で働く時間は4、5時間しかない。産業災害を受けた人は、ドイツの法律に従いドイツ人と同じ保障と処遇を受けた。請負制で、仕事の差別はなかった。

西

西ドイツでは、最低賃金制があるが、仕事をしない人に対する最

低賃金であって、仕事に危険性があればより多くの賃金を受取ることができる。私は沢山の力仕事をしたので、月額1,600マルクから1,700マルクの賃金を受取った。楽な仕事をすれば給料はその分少ない。産業災害と年金などの保険は、給料から控除された。休暇はドイツ人と同じように1か月から2か月貰った。年齢により休暇日数が違った。休暇時にはアルバイトもした。時には休んだ。ドイツの生活に不満はなかった。

1970年にドイツに渡り2006年に帰国した。35年ほどドイツで暮らした。始めはドイツにお金を稼ぎに行ったが、過ぎてみると韓国経済発展に大きな助けをしたのではないかと思う。²³⁾

派独鉱夫たちの多くは、はじめは鉱山の宿舎に滞在していた。仕事になれると宿舎から出て、アパートなどに転居した。鉱夫たちは派独韓国人看護要員たちが増えると、韓国人のコミュニティを作り、文化サークルやテコンドーなどの集いの場を設けた。中には、3年終了後、牧師になり教会を通じて、韓国人を支援した人もいた。

西ドイツでの鉱夫と看護要員の出会いと結婚は多くあった。その出会いの様子を看護師のBさんは以下のように話していた。

韓国の鉱夫は3年後には帰国をしなければならなかったため、看護師と結婚しようとした人が多かった。鉱夫らは週末になると看護師の宿舎に来て合コンをした。又、韓人協会を中心に出会いの場があった。私はチャイムベルで夫と出会った。当時、鉱夫は看護師の宿舎に当てもなく来て、気にいった名前のチャイムベルを鳴らし合コンの申し込みをした。²⁴⁾

西ドイツに派遣された人々は、教会や韓人協会などのコミュニティセンターを利用することで、強い紐帯で結ばれるようになり、伴侶を見つ

けて、ドイツでの社会生活をより豊かなものに変えていった。

4 看護要員の派独政策と西ドイツでの経験

4.1 看護要員の派独政策

韓国から看護要員が西ドイツに行く機会が生じた時期は、大きく分けて三つの時期に分かれる。第1の時期は、1957年～68年に民間主導型でカトリック系宗教団体とプロテスタン트系宗教団体によって行われた。第2の時期は、1966年～69年に民間と政府協調型だった。第3の時期は、1969年～76年に政府主導型で、すべて海外開発公社が取り仕切った。

政府が看護要員の派独を積極的に推進し始めたのは、1966年3月の海外開発公社による128人の看護師派遣以来である。韓国政府は西ドイツと1968年10月に、韓国人看護師及び看護補助員募集要項に合意し、69年8月には「韓・独政府間看護師進出に関する協定」が韓国海外開発公社と西独病院会の間で締結された。そして、1971年2月には、韓国海外開発公社とドイツ病院協会との間で、「有資格看護師及び看護助手とドイツ病院就業計画に対する協定」への署名がなされた。オイルショック後の75年には、ドイツ連邦労働省は、協定国の韓国とフィリピン以外の非ヨーロッパ系看護師の西独病院での就業禁止を発表した。

(1) 看護要員の民間主導型の派遣

カトリック系宗教団体による看護要員の派独の始まりは、駐韓ドイツ人神父パビアン・ダムが、1957年に金泉のソンイ女子高等学校の卒業生30人を西ドイツの病院に看護学生として入学させたことである。それ以後、複数の神父によって看護学生の資格で西ドイツ派遣が行われた。彼女らは西ドイツでは、宗教団体系の病院に配属されたが、言語の習得、看護師試験などに5～7年費やした。西ドイツへの旅費は韓国のカトリック教会が負担した（イ エジュ他、2011、81～83）。

プロテstannt系宗教団体による看護要員の派独は、李ジョンス博士

が1960年に西ベルリンのメソジスト派の監理教婦女宣教会とフランクフルト監理教病院に韓国の看護学生2人を入学させたのが始まりである。この時の旅費は、韓国監理教会が負担した。その後、1964年からは他のプロテスタント教会の援助で1968年までに延べ約900人の看護師、看護助手、看護学生が西ドイツに送られた。看護要員の旅費については、3年間の給料から控除することを条件に、修女看護師の養成所傘下の病院が共同負担した。また李ジョンス博士は1965年に「韓国難民救済会」を設立し、西ドイツの教会の協力を得て、韓国の孤児たちを看護訓練生として西ドイツへ派遣した。孤児たちの往復旅費と滞在費用は、西ベルリンの監理教婦女宣教会が負担した（峨山財団、1988：122－131）。

（2）民間と政府協調型の派遣

民間と政府協調型の看護要員の派遣は、当時、マインツ大学の小児科に勤務していた李スギル博士が、西ドイツにおける看護師不足と韓国の看護師が職探しをしていることに着目して、1965年からフランクフルト病院協会所属の病院側と交渉したのが始まりだった。

李スギル博士は、フランクフルト市当局と病院協会との合意を得るために、駐独大使の指示を受けて、ドイツ人看護師と同一の待遇、旅費の病院協会の前払い等の雇用条件を、西ドイツの勤務地から韓国保健社会部に提示した。そして同博士は、韓国国内看護師の需給問題等を理由にした韓国政府の消極的な態度にひるむことなく、直接ソウルに赴いて、派遣を実行させる積極的な態度を示し、公開募集をした。当時640人の応募があり選考の結果、1966年1月末に病院協会が斡旋した貸し切りのJAL機で128名の看護師が西ドイツに向かった。李スギル博士の努力で同年6月までに516名の看護師が派遣された。その後1969年8月の韓・独間の正式雇用契約になるまでは民間と政府の協調による看護師の派遣が行われた（イ エジュ他 2011: 81－89、峨山財団、1988：122－181）。

しかし、李スギル博士は、1967年の東ベルリン事件の嫌疑をかけられ、

秘かに韓国に拉致され、それ以後、再びドイツで暮らした時も含めて、看護要員の募集から遠ざかることになった。(ニュース韓国、2007)。

1966年から1969年の間、西ドイツで勤務した看護師Cさんは、派独経緯と西ドイツの生活について以下のように話していた。

当時、李スギル博士の個人招請でドイツに行くことになった。賃金に対する不満はなかった。450マルクほどの給料で、400マルクを韓国に送金した。当時の韓国の給料より5－6倍多かった。10ヶ月分は家に送金し2ヶ月の給料でヨーロッパ各地を旅した。送金したお金はお母さんが生活費として使い果たしてしまった。

2次派独時、私は50歳だったが、この歳になると給料を貰う歳ではなく奉仕する歳なのに、ドイツに行き給料を貰って仕事も出来たから本当によかった。²⁵⁾

看護師Cさんは、1回目は3年で帰国し、親の決めた人と結婚した。2回目は1992～2004年の12年間ドイツで働き、今は夫と南海ドイツ村でペンションを経営している。

同じく、南海ドイツ村でペンションを経営している看護師のDさんは、1966年に西ドイツに行き、病院でドイツ人と知り合い、結婚した。

1966年の新聞広告により志願の申請をした。当時看護高等学校を卒業して3年契約でドイツに渡った。親の反対はあったが、「お金を稼ぐために行って来る」と説得した。送金は弟たちの教育に使われた。西ドイツでは、ルデンサイト地域の総合病院で勤務した。特等内科患者の入院室で1年6ヶ月間勤務し、残りの1年6ヶ月はスポーツ選手中心のsports clinicで勤務した。ドイツ人の主人とは、このスポーツクリニックで出会った。主人は当時大学生でスポーツ中に怪我を負い膝の手術をし、私が看護した患者だった。²⁶⁾

吾

写真4-1 看護要員の募集広告

第二回 独立看護員 및 看護補助員 모집 공고

一、応募資格
1. 年齢：20歳以上30歳未満の未婚女性
2. 資格：看護員資格所持者
3. 契約期間：3年
4. 賃金：月給627マルク（157ドル）

二、待遇
1. 月給：月給627マルク（157ドル）
2. 職務手当：職務手当あり
3. 通勤手当：通勤手当あり
4. 休暇：年次休暇あり
5. 退職手当：退職手当あり
6. 医療手当：医療手当あり
7. 保育手当：保育手当あり
8. 入社祝金：入社祝金あり
9. 入社祝金：入社祝金あり

三、就業場所
1. 大韓民国
2. 外國
3. その他

四、就業条件
1. 年齢：20歳以上30歳未満の未婚女性
2. 資格：看護員資格所持者
3. 契約期間：3年
4. 賃金：月給627マルク（157ドル）

五、就業地
1. 大韓民国
2. 外國
3. その他

六、就業時間
1. 一日8時間
2. 週5日勤務

七、就業日数
1. 月8日勤務

八、就業場所
1. 大韓民国
2. 外國
3. その他

九、就業条件
1. 年齢：20歳以上30歳未満の未婚女性
2. 資格：看護員資格所持者
3. 契約期間：3年
4. 賃金：月給627マルク（157ドル）

韓國海外開發公社
大韓民國
外國
その他

出所：同胞新聞，2010年3月8日。

<http://www.kyoposhinmun.com/detail.php?number=3296&thread=14r04>。

写真4-1は、1966年8月の朝鮮日報に掲載された看護要員の募集広告で、この記事によれば、応募の資格が、20~30歳未婚女性で看護員資格所持者、契約期間が3年で月給が627マルク（157ドル）となっている。

(3) 看護要員の政府主導型の派遣

韓国は、1966年以降、大規模な看護師の派独が続くと、1969年8月に韓国海外開発公社がドイツ病院協会と「韓・ドイツ政府間の看護員協定」を締結し、本格的な政府主導型の派独事業を進めた。最初の雇用期間は3年で雇用主の希望により延長が可能であった。看護要員はドイツ法に従いドイツ人看護要員と同等の賃金及び勤労条件が適用され、ドイツの市民と同等の身体及び財産の保護等の法的保護を受けた。旅費の航空運賃は雇用主が負担した。募集条件は看護師が満42歳以下、看護助手が満35歳以下に変更された。看護師はドイツまたは外国の国家試験の合格者で病院勤務に適合する有資格者であることが条件だった。看護助手の場合は、韓国海外開発公社と23か所の韓国看護補助学院によって、図表4-

1のよう に 7年間の間に3,244人が養成され、西ドイツ各病院に派遣された（峨山財団、1988：131－135）。

図表4－1 1967年～1973年8月までに海外開発公社と23箇所の韓国看護補助学院が養成した看護助手
(単位：人)

年度	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973	計
人員	368	70	118	438	1,158	844	248	3,244

出所：韓国の海外就業、2008：132より作成

韓国政府は、当初、看護師の派独には消極的だった。しかし彼女らの西ドイツでの勤勉な労働による送金が予想以上に高額なために、海外開発公社と協力して、西ドイツへの看護要員送出のために、1974年10月に第2次協定を結び、持続的な看護要員の派遣を図った。看護要員の派遣は1975年から減少し、1976年の70人を最後に韓国看護要員の派独は幕を下ろした。その原因としては下記のような問題点が指摘されている。

第1は、西ドイツで勤務中の一部の看護要員が無断離職し、米国やカナダに移ったことであった。その背景には、初期（66年頃）の韓国の看護要員が、仕事が良くて親切であり「東洋から来たハスの花」と言われ、その評判が米国やカナダにも知られるようになり、それまで韓国人の看護要員を忌避していた米国やカナダの態度が変化したことであった。そのため韓国人の職業紹介所（プローカー）は、フランクフルトに駐在して、看護要員たちを米国の病院に斡旋し始めた。結果的には69年までに231人の看護要員が契約期間途中で西ドイツを離れた。これを西ドイツのマスメディアが報道したため、韓国の新聞もこの事実を、写真4－2のように、「韓国看護員は困り者」として国内に紹介した。

写真 4－2 「韓国看護員は困り者」 韓国日報, 1969. 3. 20



出所：裁判記録，2008：191より。

第2は、西ドイツの宗教関係の後進国援助団体、西ドイツ労組、政府側も韓国の看護要員の派独について、韓国国内の看護要員不足を懸念して、異議を唱えたことである。

第3は、韓国政府がこれ以上看護要員の派独を続ければ、韓国国内の看護要員が足りない状態になり、韓国の保健に支障をきたすと判断したことである。

第4は、政府主導型の派遣（海外開発公社経由）になってからは、これまでの契約過程と条件が不利になり、さらに職員へのわいろや職員の不正、腐敗が蔓延したことである。

第5は、1974年には西ドイツ内での看護師の給料が11%上昇し、ドイツ人の人気職業となったことである（イ エジュ他, 2011, 81–92）。

3.2 派独看護要員の労働と生活

現在、南海ドイツ村に住んでいる看護師Eさんは、1966年から40年以上西ドイツで生活していた。派独当時の旅費、賃金、社会制度について次のように語った。

66年に看護大学を卒業して、1ヵ月後にドイツに渡りドイツの中部地方にあるデュッセルドルフ大学病院で勤務した。当時デュッセルドルフ大学病院長が直接韓国の新聞に広告を出し、招請してくれた。宿舎で3年間暮らした。給料は韓国の7倍ほど多かった。西ドイツは2次世界大戦後労働力が必要だった。3年契約で行ったが、西ドイツの社会制度と法律が同じように適用され人権が保護された。

西ドイツの病院は、往復飛行機料金を先払いして私たちを連れて行った。毎月50マルクずつ給料から控除された。条件は本当によかったです。個人負担はなかった。私は自分自身に胸を張った。ドイツで勤務し視野を広げる契機になった。言葉は通じなかったが生活は本当によかったです。苦労はなかった。賃金に関する差別はまったくなかった。社会制度、健康保険すべて同等であった。また、すべてのことが正確、精密であった。勤労時間に対する不満もなかった。勤労時間は1週間に37時間で延長時の手当ては充分支払われた。看護師の技術面では韓国が遙かに上だった。韓国看護師の資格は国際的に認められた。ドイツで6ヶ月、言葉の勉強をした。言語教育も勤務時間として認定された。²⁷⁾

上記のように1966年の民間と政府協調型の派遣により西ドイツに行った看護要員は、賃金に関する差別は無く、労働条件、社会制度、健康保険すべてドイツ人と同等であり、人権も守られ、旅費も個人負担することなく、かなりの額を韓国に送金できる状態だった。また韓国を出るために借金をした人はいなかった。

派独看護要員の派遣は、民間から政府協調型、そして政府主導型と変化した。看護要員の労働条件は、以下のようにまとめることができる。

①教育については、ドイツに着いた3ヶ月以内に少なくとも1ヶ月間のドイツの病院での技術訓練に参加する義務があった。訓練課程は、主にドイツ語の語学訓練で構成され、補習訓練事項がドイツ及びドイツ生

呪

生活に関する一般常識、ドイツの公衆保健、病院と看護制度に関する解説、勤労契約による権利、義務及びドイツ病院での勤務方法に関するドイツ労働社会法規の一般基礎事項などであった。

②勤務時間は、1969年の第1次看護協定の改定によると、週46時間で、後に週42時間、1975年からは週40時間に減った。1週に7日勤務すると、2週目は5日勤務になった。隔週制で週末の2日間が休めた。勤務期間は、3年の勤務期間中に中途解約する場合には、特別な事由が必要であった。

③往復の旅費については、雇用契約（1969年）によると、病院当局が非ヨーロッパ看護員の居住地から就業地までの旅費を負担して、帰国の旅費についてのみ、毎月の賃金から50マルクずつ控除し積み立てられた。ドイツ人と結婚して、帰国しなかったDさんは、「帰国情費の積立金を利子までつけて返金してもらった」²⁸⁾と述べていた。

④看護要員の賃金は、労働組合と雇用主協会間に締結された連邦賃金及び保障協定に基づいた。基本給以外に地域手当、子供手当、危険手当などを受け取った。1972年時点でおよそ350から400マルクだった。精神病院など特殊診療科に勤務した場合には、100マルクの危険手当が支給された。

⑤各種保険は、ドイツ法に従い雇用人年金保険、失業保険、疾病保険（健康保険）の3つの社会保険に加入しなければならなかった。年金保険は、賃金の約17%になるが、17%の半分の8.5%だけが看護要員の賃金から控除され、残りの8.5%は雇用主が負担した。失業保険は、毎月の賃金から0.85%，雇用主の負担と共に1.7%が支出され、疾病保険は賃金中3-4%，雇用主の負担とともに6-9%が控除された。

⑥厚生福利制度としては、年間24日（日曜日以外の平日）の有休休暇をもらえた。病院によって当該年度の有休休暇を次の年に合算させる場合もあったため、看護要員は自分に合った休暇計画を立てることが出来た。宿舎は病院から提供され宿泊費は病院によって異なった（裁判記録、

2008：209－210）。

政府主導型の時期に派遣され、現在南海ドイツ村に住むBさんは、西ドイツでの労働と生活について以下のように述べていた、

1973年から75年までの看護師として派独されたが、3年が30年となつた。看護師は当初3年契約で働き、終了すると労働許可が2年延長された。当時韓国は就職難で、海外開発公社の募集広告をみて志願した。現地ではドイツ語の基礎会話を6ヶ月間教えてくれた。勤務は3交代で8時間勤務であった。勤務中は、命を預かる仕事なので、間違いがあってはいけないので、辞書を白衣のポケットに入れて仕事をした。祝日勤務は200%手当、土日勤務時には100%支給された。養老院手当て、夜間手当もあった。長期休暇は、1年に25日から26日で、30歳以上になると5日ほど増えた。1年に1ヶ月半は休暇があった。休暇の時は、別のところでアルバイトをした。他の病院で1か月ほど働くと2か月分の賃金を得た。3年になり辞めようと思ったが鉱夫と結婚した。離職時、別の勤務地の情報はドイツ現地のボランティアが紹介してくれた。ボランティアは問題があると積極的に解決策を探してくれた。言語的な問題、法律問題などを解決してくれた。外国人に対して沢山配慮してくれた。1973年当時、西ドイツと韓国は文化、経済、政治面で100年以上の差があるように思った。ドイツ人は勤勉、正直だった。西ドイツでは、同じ仕事をしていれば誰でも民族に関係なく同じ賃金、年金も同じように適用された。差別意識もないドイツの国民性には感嘆した。²⁹⁾

以上のように、看護要員のインタビューでは、西ドイツでの労働や生活に満足度が高かった。看護要員は、言葉の壁があったが韓国の看護資格で同等の待遇を受けたことが、西ドイツでの生活をより豊かにできた。

しかし、看護要員に関わる事件と事故は、1973年末現在の駐独労務官

の統計によれば、133件あった。中でも、異性問題は34件で全体の25.6%を占めていた。西ドイツでの孤独と郷愁に耐えかねる、あるいは言語障壁のために充分な意思疎通ができないなど周囲との疎外感や葛藤などにより、心の病を引き起こした人が21件で15.8%いた。また、ドイツ社会に適応できずに中途で帰国した人は、15人となった。その他、いくつかの要因による死亡事故が14件あった（峨山財団、1988：142）。

これらの問題事例は、言語、疎外感、異文化に適応できないなど、労働だけではなく、受入れ社会との葛藤があったことを示しているといえよう。特に看護要員の場合は、73年12月には、6,142人が全国452か所の病院に勤務していたため、病院内に韓国人看護要員が1人の時もあり、鉱夫とは雇用条件が違い、孤独になりやすい環境であった（裁判記録資料、2008：218）。

5 派独労働者のその後と外国人労働者への支援活動

5.1 韓国に帰国した人々のその後と支援活動

西ドイツから帰国した労働者たちは、約4割の7～8千人と言われているが正確な人数が不明である。彼・彼女たちは、「韓国派独鉱夫 看護師 看護助手 総連合会」を結成して、約800人の会員が組織的な活動を展開している。2010年には、当時の金ファンシク国務総理³⁰⁾と会談して、現在の韓国における外国人労働者問題に関して政策提言をしている³¹⁾。

看護師たちは、イ エジュウ国会議員を中心に2009年から2010年に研究チームを作り、韓国・ドイツ・カナダ・オーストラリア居住の派独看護師たちの面接調査（155件）をして『派独看護 評価事業最終報告書』を発刊した。こうした活動は、派独の意義と西ドイツでの経験の意義を社会に知らしめる役割も担っている。派独労働者は、帰国後それぞれの立場で活躍しながら、現在、韓国で働いている外国人労働者の人権問題や労働について、自分たちが経験した西ドイツでの待遇と照らし合わせながら、意見を述べている。

外国人労働者問題について、「派独鉱夫総連合会」の初代会長の金さんは以下のように述べていた。

私は4年前から韓国政府に「3D職種に従事する外国人労働者は韓国の発展に寄与する資源である」と進言している。私たちは恩返しをしなければならない。人間的な待遇、労働の対価、社会福祉を彼らにも同じように与えなければならない。1960年代に鉱山労働者としてドイツに行き偉大なドイツ社会を目の当たりにした。外国人労働者を差別しないその精神がすなわちドイツ精神である。私たちが受けた待遇を韓国にいる外国人労働者にも与えなければならない。法的な差別をしてはならない。私たちの提言を、金ファンシク國務總理が政策として受け入れてくれた。外国人労働者を雇用している企業家がるべき仕事と責任を果たせなければ、残りは國家が責任を負うべきである。もし、企業が倒産した場合には公共機関で外国人労働者の問題を積極的に解決するべきである。これからもこのような制度が作られるべきであり、派独協会でも協力するべきである。³²⁾

1966年10月から1969年10月まで、西ドイツで働いた看護師のKさんは、ドイツでの経験について、次のように述べていた。

西ドイツでの給料は労働法に準じて同じ待遇を受け、月額700マルク（4万9千ウォン）ほど貰った。当時、大邱ドンサン病院の看護師だった友達の給料は、8千ウォンだった。給料の50%は韓国に送金した。私は、西ドイツでは、当時のLP版を月1枚ずつ購入して全部韓国に持ち帰ったし、友達とオペラにも行ったり、ドイツ人と時には一人でミュンヘンやウィーンを旅した。この経験が韓国に戻ってからのプライドを高める契機となった。帰国後、韓国で沢山

の問題を乗り越えるパワーにもなった。ドイツで学んだものは本当にたくさんある。ドイツ人は本当に真面目である。すべての人が勤勉、儉約であって適當というものはどこにもなかった。西ドイツから帰国後、韓国にも看護師の職場があった。それで、梨花女子大学病院にすぐ就職できた。より勉強をしたいと思い、西江大学の英文科に復学して、英文科を卒業した。そして、ソウル大大学院、延世大学博士課程を終えてから、ソウル白病院に勤務して看護部長を務めて55歳の時に、インジェ大学の看護科教授になり2004年8月に退職した。

元派独鉱夫のLさんは、西ドイツで鉱山の仕事が終了した後、空港で同僚たちと別れて1人ドイツに残った。その後ドイツで大学に進学して教育学者になって帰国した。彼は青少年の教育や生涯教育の場で活躍しながら文筆活動も活発に行っている。それらの中で、自らの外国人労働者の体験と現在の外国人労働者や外国人の子どもなどの問題について述べている。以下は、その一例である。

最近、韓国の国民たちが外国人労働者たちに対する姿を見れば、私³³⁾が西ドイツで鉱夫として過ごした状況が浮かんでくる。

ドイツ人は、私が大学に入学して勉強をして帰国するまで、どんな時でも私に人間として接してくれた。私は、ドイツの鉱山の地下で仕事をしていた時の監督官たちとの出会い、鉱山村でのドイツ人鉱夫たちとの宿舎生活、鉱山以外でのドイツ国民たちとの人間的な出会い、大学での教授と学友たちとの出会いなどを振り返ってみれば、比較的平穏な生活をしていた。私は鉱山や大学以外で仕事をしていた時にも、雇用主から賃金搾取、人格的な冒涜、殴打、皮膚の色による人種差別など不合理な待遇を受けたことは無かった。

韓国は外国人労働者たちが本格的に流入してからすでに10数年が

たった。韓国は3D業種を担う労働確保のニーズに応えるために、東南アジアと周辺国から外国人労働者を導入してきた。外国人労働者はすでに中小企業労働者の相当部分を占めている。現在韓国には、産業研修生を含む約130万人以上の外国人が在留している。最近では不法在留者を逮捕、強制出国させることも多い。

ドイツでは、強制で延長勤務や休日勤務をすることは無かった。しかも賃金搾取という言葉は聞いたことが無い。旅券の取上げ、工場や宿舎などの出入統制や暴行など基本的な人権侵害などもなかった。法外な最低賃金や、事故などで産業災害保障の適用になっていないことは無かった。西ドイツでは、韓国鉱夫たちがドイツ人たちより差別待遇を受けたり不利益を被ったりする場合には、同等な立場から対話を通して解決してきた。

韓国の外国人労働者の泣き叫ぶ声と訴えのような事件³⁴⁾は、私の鉱夫生活には無かった。韓国の外国人労働者たちの悲惨な事実の前に私は心が混乱する。外国人労働者の待遇を変える必要がある。そのためには外国人労働者政策が具体的に確立されなければならない。外国人労働者たちに差別の無い労働条件と人権を保障しなければならない。労働搾取の要因を除去して、各種社会保障制度を適用して、外国人労働者が韓国経済発展に重要な役割していると認めなければならぬ。派独鉱夫と看護要員が我国の発展に寄与したと同じように、外国人労働者が韓国と勿論母国の発展に寄与できるようにしなければならない。人間を人間としてみない企業家の雇用方式は、必ず因果応報の報いを生むことになる。その事実を私たちは肝に銘じなければならない。なぜならば、彼らがいつの日か故国の家族たちの所に帰った時に彼らは、韓国の一の企業の搾取ではなく、「大韓民国」の搾取と人権蹂躪として、わだかまりを胸に永遠に記憶するからだ。また今後韓国は、外国人労働者や国際結婚した人、セトミンと言われる北朝鮮の子どもたちが増加する。子どもたちは、在

留期間が長期化すると学力不足が問題になる。このような様々な外国人に関する社会問題を解決するためには、政府の支援で中長期的な計画を立てることは勿論、汎国民的支援で移住者を助けるための運動を展開しなければならない³⁵⁾。

Lさんは、ドイツ人の進言と助けを得て、先述のようにドイツに留まり、大学、修士、博士課程と進み、その間に、韓国人看護師と結婚して家庭を築き、79年に帰国している。

5.2 ドイツに残留あるいは第3国へ移動した人々の支援活動

(1) ドイツに定住した派独労働者たちの支援活動

現在、ドイツに定住している労働者は、約2割である。派遣された鉱夫と看護要員たちは、韓国内の失業問題解決と外貨稼ぎのために、3年間だけ働く予定だった。「私は色あせたカバンを一つだけ持って、3年だけ、3年だけ・・・とつぶやきながらびかびかの金浦空港を出発したのがついこの間のようだが・・・すでに故郷を出てから3年が10回も過ぎた」(ウォン・ビョンホ、2004:7)。彼は1970年に派独鉱夫として西ドイツに行き、87年にドイツBochum大学入学、93年に政治学修士を取得して現在もドイツに居住しながら、青少年へのテコンドー指導と在独民衆韓人会の代表を務めている。

看護助手として1970年に西ドイツへ行ったノさんは、「派独看護員募集」という新聞広告を見てドイツ行きを決心した。異国での看護の仕事はきつく、1人でのさびしい生活を紛らわすために、絵を描き始めた。ノさんがある日、体調を崩して欠勤すると、ドイツ人看護部長が寄宿舎に見舞いに来て、それまでに描いた絵を見て看護部長は、「病院で展示会を開きましょう」と言った。展示会では絵が高額で売れた。展示会が終わると、今度は病院長が推薦状を書いてくれ、ハンブルク国立造形芸術大学に奨学生として入学することができた。卒業後、同校の教授にな

り、同僚のドイツ人教授と結婚した。現在ノさんは、ドイツ南西部の人口2万人の小さな都市、ミヘルシュタットにある中世ヨーロッパ風の築250年の城で画家として生活している（朝鮮日報、2013. 1.04）³⁶⁾。

中卒の看護助手で70年に西ドイツに派遣されたカンさんは、看護要員の仕事をしながら大学進学に必要な資格を得るために夜間学校に通い、3年契約の看護要員の仕事を4年に延長した。その後カンさんは78年にヘッセン医科大学に入學して、週末と夏休みに看護要員の仕事をして78年に卒業指定者となり、ドイツ人の夫と結婚してドイツに在住している（朝鮮日報、2013. 2.12）。

その他、ドイツで永住している元派遣労働者たちは、牧師となってドイツにいる人、大使として活躍した人、ドイツで引退した派独看護師達とホスピスピボランティア団体「ミツゲヘン」（ドイツ語で「同行」の意）を作り、ドイツへ移住し異国で寂しく一生を終えるフィリピン、トルコ、ベトナム等の外国人移民労働者の患者たちを手助けしている人など、さまざまな形で社会活動をしながら生活を送っている。

ドイツに残っている派独鉱夫出身者達は、「在ドイツ韓国人グリュックアウフ会」を作り毎年会合を持っている。この会は2009年にドイツで『派独鉱夫45年史』を発刊して、同年4月に韓国で発刊記念行事をした。その時のソン会長は、30年前の自分たちの鉱夫生活を回想しながら、現代韓国にいる外国人労働者に対する意見として、「それでも私たちは、ドイツでドイツ人と全く同じ賃金を受取っていた。韓国では、在留許可を受けて正式に労働者として働く外国人たちが最も少ない賃金を受けている」（同胞新聞、2009. 04.29）と述べている。西ドイツに在住している元派独労働者たちは、ドイツ人と同等の待遇を受け、さらに、学ぶ機会に恵まれた人が少なからずいる。現在もドイツで活躍している元派独労働者は、自分たちの経験をもとに韓国の外国人労働者の処遇改善について意見を述べている。

六

韓国の派独労働者たちを受入れた時期の西ドイツは、戦後同じように

故国を分断された韓国から来た人、キリスト教への信仰心がある人、73年のオイルショック前に働きに来た人が多いなどの理由により、韓国人に対して比較的友好的であった。派独労働者のこれらの経験は、現代の韓国の外国人労働者を支援する力となっている。

（2）第3国へ移動した人々の支援活動

西ドイツから第3国に移動した人には、韓国出発前から、西ドイツを中間点と考えていた人、西ドイツでブローカーの誘いに応じた人々がいる。彼・彼女たちは、1960年代末からロサンゼルス（以下：LA）、シカゴ、トロント、イギリス、フランス、スイスなどの国にも移住した。

LAに移住した鉱夫らはドイツでの労働経験を基にして、油工場、自動車工場、ベーコン工場などで働き現地定着の基盤を作った。また3～4年工場で働いて自営業に転換した人もいた。サービス業、不動産業、金融業などで成功した鉱夫たちは、韓人繁栄会の会員として活動し、韓人のための各種基金づくりの行事や奨学事業を主導した。事業家として成功した彼らは、1982年LAオリンピック街を中心に形成された韓人密集商街地域を韓人タウンとした。また、LA西ドイツ同友会を組織した。LA移住後の看護要員たちは、韓国からの就業移民の看護師の現地定着や資格試験を手伝ったと言われている。

シカゴへ移住した元派独労働者らは、道路工事技術者、旋盤工、テレビ製作会社の技術者、自動車部品工場などで基盤を作り、サービス業、保険業、金融業、旅行業、放送局運営など事業領域を広げ、現地定着に成功した。自営業を始めるようになった人々は、シカゴのクラーク通りに韓人タウンを形成した。元派独労働者の鉱夫と看護要員には、西ドイツで結婚した例が多くあった。そうした人々は、シカゴでも共働きをして早くから経済的基盤を作り、互いの連帯感も強かった。看護師らはLA地域の看護師と同じようにシカゴ移住後にも、ほとんどの人が看護師職を維持し、アメリカ地域看護協会の会員として韓人社会の活動に参加

した。

トロント地域に移住した元派独労働者は、銀・ダイアモンド鉱山、自動車工場などに就職した。トロントの鉱夫・看護師会は、トロント西ドイツ同友会の総会の決議により、1998年から毎年一定の金額を助成して心臓病の子供、盲人後援会、韓人福祉財団、韓人社会奉仕会、我が民族助け合い運動、老人会など六つの韓人団体をバックアップしている（裁判記録資料、2008：219～223）。

第3国へ移動した人々は、韓国内の外国人労働者への支援ではなく、それぞれの定住国における韓国人たちへの支援活動をしている。

6 おわりに

韓国政府は労働者の派独に際して、韓国政府と西ドイツ炭鉱協会あるいは西ドイツ病院協会との間で派独労働者の渡航の仕方、身分、雇用条件等に関する協定を締結し、労務官を西ドイツに駐在させて、労働者の保護を図った。西ドイツの受入れ政策は、韓国人労働者をドイツ人と同等の待遇で受け入れ、出国費用などの準備金を負担しなくとも済むものであった。看護要員は、韓国の看護師資格で西ドイツでの就業を認められ、言語の障壁はあったが、プライドを持って看護の仕事をした。韓国の派独労働者が西ドイツで受けた厚遇は、協定によって守られていた。このような受入れ条件は、炭鉱内での厳しい労働環境や病院での言語障壁や孤独な勤務に耐えて働くうえで、大きな支えになったと思われる。

派独された人々は、インタビューの中で、西ドイツ滞在中に、西欧における人権意識や文化・芸術、市民や宗教団体による外国人支援に触れたことが、いかにそれぞれのその後の人生を豊かにしたかを述べた。また、当時の韓国の6～7倍の賃金を得、その過半を送金したことで、経済的にも韓国社会に寄与したこと、雇用関係者やドイツ人の援助によって向学心の夢をかなえたことなどが、その後の人生の力となったことも語った。元派独労働者たちは、これらの西ドイツでの経験を踏まえて、現代

の韓国の外国人労働者の待遇について、政策提言と多くの支援を実行している。

韓国から派独された労働者の中には、西ドイツでの労働や社会に適応できず途中で帰国した人、さらに高賃金を求めて第3国に移動した人、あるいは事故や病気で亡くなった人もいたことは事実である。しかし、インタビューに応じてくれた人々は、共通して西ドイツでの処遇がよかつたこと、西ドイツへの感謝の念を述べていた。これらは、外国人労働者の適切な受入れ政策と社会的支援の成果であり、韓国と西ドイツの双方の利益になったものとして注目すべきであると思われる。ただし、西ドイツでは、1950年代から60年代にかけて労働市場優先の外国人政策のガストアルバイター制によって、外国人労働者を受入れてきたが、定住化傾向が見られるようになり、1970年代後半以降、宗教や文化が異なるトルコ人への排斥運動などが起きている。近年の西ドイツの外国人労働者の状況は、韓国人の派独時期とは異なる可能性がある。

韓国人派独労働者と現代の韓国にいる外国人労働者との違いの第1は、雇用事業場の規模である。派独鉱山労働者³⁷⁾の雇用事業場が大企業であるのに対し、現在の韓国の外国人労働者の雇用事業場は中小企業である。西ドイツでは賃金未払いなどは無かったが、韓国の外国人労働者の賃金未払いなどに関する支援センターへの相談は、従業員30人未満の小企業に雇用されている人が少なくない。第2は、派独労働者の職業は鉱夫と看護要員に限定されていたが、現代の韓国の場合、製造業・建設業・農畜産業・漁業・サービス業などの多業種の3D分野となっている。第3は、現代の韓国の外国人労働者には、雇用主が外国人労働者を選択するシステムであるために、職業の選択権がない。労働者の希望と合わない場合には、転職や非合法労働者になりやすい側面を持っている。

韓国では、現在も外国人労働者の賃金遅配や不払い、人種差別、暴言などの人権侵害や雇用手続きを守らない雇用主の問題などがある。また外国人労働者が韓国に入国するまでの母国での長い待機時間、高額の渡

航費用の用意といった問題もある。しかし、2004年の雇用許可制導入以前と比べれば、外国人労働者の受け入れ過程の透明化、入国後の待遇はかなり改善されつつある。現在、韓国では、さまざまな問題を抱えた外国人労働者への支援活動が活発に行われ、多文化共生政策にも力が入れられ、文化祭や体育祭、各国の祝祭日行事の開催などにより、外国人同士や韓国人との交流も盛んになっている。

韓国の雇用許可制の目標は、外国人労働者の人権侵害を無くして、韓国人と同等の待遇を目指し、中小企業の労働力不足を補うことである。

これは、現在の韓国における外国人労働者の待遇を、かつて韓国人労働者が西ドイツで受けたそれに近づけることに他ならない。韓国が雇用許可制の導入に踏み切った背景には、政府間協定をベースにして成功裡に実施された労働者派独の経験が活かされていると推測する。

韓国では、最近、派独労働者を顕彰すると同時に、派独の今日的意義を議論する動きが活発になっている。こうした動きは、必然的に現在の韓国における外国人労働者の労働や生活の改善への韓国社会の取り組みを促すことに繋がるであろう。かつて韓国人労働者が西ドイツで受けた人権尊重を現在の韓国でも実現する取り組みが発展すれば、他の国々における外国人労働者の待遇改善にも大きな影響を与えるものと考える。

[注]

- 1) 日本の 3 Kと同じ (difficult, dirty and dangerous) で、韓国では 3 Dと表記。
- 2) 西ドイツに派遣された看護要員たちは、看護師・看護助手・看護学生だった。本項では、これらの人々を、区別しての表記が困難なため、便宜上、看護要員とした。
- 3) 李明博は、65年に現代建設に入社、74年に副社長、77年に社長になった。
- 4) 2010年からは看護師たちも加わり現在は、「社団法人 韓国派独鉱夫看護師看護助手連合会」となっている。
- 5) 日韓基本条約によって日本から韓国に導入された資金は、71年末までに無償経済協力が1億7,230万ドル、低利有償協力1億429万ドルで合計約3億ドル(64年に緊急融資として2,000万ドル)、民間信用供与5億5,100万ドルであった。
- 6) 韓国中央情報部は、西独駐留の北朝鮮大使館と接触した194人のヨーロッパ在住の韓国人教授や留学生をスパイ活動などの嫌疑で、1967年7月に逮捕した。この事件で逮捕されたイ・スギル博士は、2007年に真実を明らかにしている。
- 7) インタビュー調査は2011年8月ソウル。
- 8) インタビュー調査は2011年11月ソウル。
- 9) インタビュー調査の時に、看護師たちがこのように表現していたので、そのまま表記した。
- 10) 2011年8月と11月、2012年8月のインタビュー調査。「金大中大統領はドイツ訪問後に、2003年から韓国籍の人も、ドイツから100%年金を受け取れるようにした」とQさんは話していた。
- 11) インタビュー調査は2011年11月ソウル。
- 12) 初期の民間次元での派遣時期(63から65年)の人数(1,043人)については、ドイツ病院協会の資料となっている。

- 13) 統計序資料より。
- 14) 1950年6月25日早朝に北朝鮮軍の攻撃開始、以後、この朝鮮戦争は3年1ヶ月続き、今なお休戦状態である。
- 15) 生活苦や政権への学生や市民の不満は、1960年3月に大邱の高校生によるデモに始まり、4月18日にはソウルの高麗大学校の学生もデモに参加した。1960年4月19日、ソウルの大学生が決起し10万人を越える学生・市民が光化門前広場に集まった。
- 16) インタビュー調査は2012年10月ソウル。
- 17) インタビュー調査は2011年8月ソウル。
- 18) 韓国には、かつて「春窮」という言葉があり、秋播麦の取り入れ前に食べ物がなくなる「絶種農家」という悲惨な言葉もあった。1960年の農林省発表によれば「95万の絶種農家が山野に木の実と松の皮を求めてさまよう」としている。
- 19) インタビュー調査は2011年8月ソウル。
- 20) インタビュー調査は2011年8月ソウル。
- 21) クラクナ鉱山の第2陣鉱夫（1964年10月出国）のひとりがドイツ人鉱夫から非協力的だという理由で殴られたのが発端であった。この事件はすぐ全韓国人鉱夫に知られ、これを機に鉱山当局に対して持っていた不満が色々な形で表面化して、集団行動に発展した（峨山財團、1988：95）。
- 22) インタビュー調査は2011年8月ソウル。
- 23) インタビュー調査は2011年8月南海ドイツ村、Gさんは西ドイツで看護師と結婚したため、長期滞在が可能となった、
- 24) インタビュー調査は、2011年8月南海ドイツ村。
- 25) インタビュー調査は、2011年8月南海ドイツ村。
- 26) インタビュー調査は、2011年8月南海ドイツ村。
- 27) インタビュー調査は、2011年8月南海ドイツ村。
- 28) Dさんは、ドイツ人の夫と2010年より南海ドイツ村に滞在している。

インタビュー調査は、2011年8月南海ドイツ村。

- 29) インタビュー調査は、2011年8月南海ドイツ村。
- 30) 金ファンシク国務総理（李明博大統領時代）は、2011年1月に元派独労働者たちと会談した。国務総理は1978年にドイツに留学していて、ドイツで元派独労働者たちの耐え難い事情を聴いていた。元派独労働者たちとの会談では「派独鉱夫・看護師たちの献身的愛と努力があって、我が国の今日がある」と述べている（ソウル＝聯合ニュース、2011.1.13）。
- 31) 2011年8月、ヒアリング調査より。
- 32) 2011年8月ソウルで調査。

ヒアリング調査当時、金さんは、「派独鉱夫 看護師 看護助手 総連合会」の代表で、筆者のインタビュー調査依頼に「昔の生き様を韓国に来て取材するのは、当時ドイツで働いた韓国と日本の勤労者らの同質感を探るものだと思う。本当にいい事だと思う」と快く協力してくれて、他の派独労働者も紹介してくれた。インタビューの中でも「派独勤労者記念館」のオープンを期待していた。金代表は、西ドイツで鉱夫の仕事の終了後に技術学校で取得した映画技術を生かして、Arriflexのカメラを購入して帰国後、映画製作会社を設立して、『シュリ』(1998)、『共同警備区域JSA』(2000)、『シルミド』(2003)、『王の男』(2006)、『最終兵器 ファル』(2011)、『クアンヘ 王になった男』(2012) 等の製作に関わった。しかし、鉱夫時代の炭鉱の仕事が影響して肺線維症をおこして、「派独勤労者記念館」のオープン前の4月1日に永眠された。

- 33) Lさんのこと。Lさんは現在「派独勤労者記念館」館長、1964～79年までドイツに在留した。
- 34) ネパール人産業技術研修生13人は、1995年1月に明洞聖堂のテントで籠城して、「殴らないでください」、「月給をください」、「我々も人間だ」、「我々は奴隸ではない」という訴えをした。これは、外国

人労働者に対する人権侵害で、社会的な問題となった事件となった。

- 35) 韓国派独鉱夫総連合会, 2009 : 546-547, グォン イジョン, 2012 : 293-296, ヒアリング調査2011, 8 より。
- 36) 新聞による情報は、韓国「朝鮮日報」が2013年1月4日から2月24日にかけて「派独鉱夫・看護師50年—その事実を次の時代に告げる」として特集を掲載したのを一部紹介した。この特集に掲載された16人の中には、筆者のインタビュー調査に協力していただいた人も3人含まれている。

参考文献

日本語文献

- ・近藤潤三, 1998, 『統一ドイツの変容』木鐸社。
- ・近藤潤三, 1998, 『統一ドイツの外国人問題—外来民問題の文脈で—』木鐸社。
- ・近藤潤三, 2011, 「戦後ドイツの韓国人看護師と炭鉱労働者—ドイツ移民史の一齣—」『社会科学論集』49 : 235-250。
- ・森廣正, 2007, 『ドイツで働いた日本人炭鉱労働者—歴史と現実』法律文化社。
- ・矢野久, 1998, 「戦後西ドイツにおける外国人労働者導入への道」『三田学会雑誌』91 (2) : 93-113。
- ・矢野久, 2010, 『労働移民の社会史 戦後ドイツの経験』現代書館。

韓国語文献

- 법무부출입국외국인정책본부, 2010, 2011, 『출입국외국인정책통계연보』 법무부。
(法務部 出入国・外国人政策本部, 2010, 2011 『出入国・外国人政策統計年報』 法務部)
- 통계청, 2008, 『통계로 본 대한민국 60년의 경제·사회상 변화』。
(統計庁, 2008, 『統計でみる大韓民国60年の経済・社会上変化』)
- 峨山財團, 1988 『韓国의海外就業－어제, 오늘, 그리고내일－』。
峨山社会福祉事業財団。(『韓国の海外就業－昨日, 今日, そして明日』)。
- 권이종, 2012, 『막장광부교수가되다』 도서출판이채。
(グォン イジョン, 2012, 『炭鉱夫が教授になった』 図書出版異彩。)
- 이아주 다, 2011, 『파독간호 평가사업 최종보고서』 맑은기획。
(イ エジュ 他, 2008, 『派独看護評価事業 最終報告書』 マルゲン企画)
- 한국파독광부총연합회, 2009, 『파독관부 백서 2009』 문영사。
(韓国派独鉱夫総連合会, 2009, 『派独鉱夫白書 2009』 ムンヨン社)
- 裁判記録資料, 2008, 「파독과부·간호사의 한국경제 발전에 대한 기여의 건」。
裁判記録資料, 2008, 「派独鉱夫・看護師の韓国経済発展に対する寄与の件」。